

各 位

「提案資料の知的財産」に関するお願い

2026年●●月●●日

一般社団法人日本オフィス家具協会

記

日頃は、日本オフィス家具協会会員企業の製品をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、日本オフィス家具協会は、会員企業がお客様に御提案する提案資料に含まれる知的財産権に関して、各会員企業が認識・遵守すべき指針を定めさせて頂きましたので、ご報告申し上げます。

背景事情としまして、昨今、会員企業が、お客様からのコンペの要望に応じ、提案資料を提出させて頂く機会が増えております。この提案資料には、お客様に合った最適なものとなるべく、各会員企業において鋭意検討のうえ創作した各種の知的財産が含まれております。これらの知的財産は、知的財産権として法律上保護されるものです。一方で、コンペという性質上、お客様に選定されなかった会員企業が生じておりますところ、残念ながら、このような落選した会員企業の提案資料に記載の知的財産権が、使用・転用されているケースが散見されております。

また、公正取引委員会は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」というガイドラインを作成しているところ、同ガイドラインの第4の2（3）において、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正当な理由なく知的財産権の無償提供を要求する場合は、優越的地位の濫用として問題となりうることが規定されております。したがって、落選した会員企業が提案した提案資料に含まれる知的財産権を、お客様が無断で無償使用することは、同ガイドラインにも反し得ることとなります。

こうした状況を受け、日本オフィス家具協会として対応を協議し、各会員企業において認識・遵守すべき事項として、以下のように指針を作成いたしました。

お客様におかれましても主旨をご理解いただき、ご協力頂けますようお願い申し上げます。

＜JOIFA（日本オフィス家具協会）の指針＞

- 1) 各会員企業は、提案資料に含まれるレイアウト、ゾーニング、アイデア等が、提案者に帰属する提案者固有の知的財産権に該当することがあることを常に認識いたします。
- 2) 各会員企業は、他社の提案資料に含まれる知的財産権を無断で使用・転用してはいけません。
- 3) 各会員企業は、自社の提案資料を作成する際だけでなく、製品を納入する際（特に、自社の提案資料とは異なる内容をお客様より指示された場合）にも、他社の知的財産権を侵害していないか確認するよう努めます。
- 4) 提案資料記載の知的財産権の取扱いに関して、提案者と発注者とで別途取り決めがある場合はその取り決め内容が優先します。
- 5) お客様におかれましても、提案資料に含まれるレイアウト、ゾーニング、アイデア等が、提案者に帰属する提案者固有の知的財産権に該当し得ることを御認識頂くとともに、これら提案資料に含まれる知的財産権を無断で使用・転用されませんようお願いいたします。

以上